

三朝町 議会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町 議会会議規則の一部改正について  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百  
十条の規定により議会の議決を求める。



昭和五十年 三月十四日提出

提出者 石山利男  
賛成者 大丸敦

〃 〃 馬野輝美  
〃 〃 山本 敬

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

提案の埋田

標準町村議会会議規則が改正されたため、本町議会  
会議規則も、これに準じて改正したので提案した。

三朝可議 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

三朝可議 会 会 議 規 則 ( 昭 和 四 十 年 三 朝 可 議 会 規 則 第

一 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る ・

第 四 条 第 三 項 中 「 討 論 を 用 い な い で 会 議 に は か つ て  
」 を 削 る ・

第 十 条 第 二 項 を 同 条 第 三 項 と し 、 同 項 の 次 に 次 の 一  
項 を 加 え る ・

4 地 方 自 治 法 ( 昭 和 二 十 二 年 法 律 第 六 十 七 号 ・ 以  
下 「 法 」 と い う ・ ) 第 百 十 四 条 ( 議 員 の 請 求 に よ る 開  
議 ) 第 一 項 の 規 定 に よ る 請 求 が あ つ た 場 合 の ほ か 、 議  
会 の 議 決 が あ つ た と き は 、 議 長 は 、 休 会 の 日 で も 会 議  
を 開 か な け れ ば な ら ない ・

第十條第一項を同條第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

日曜日及び休日は、休会とする。

第十三條中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）以下「法」という。」を「法」に改める。

第十九條第二項中「議員が提出した事件及び動議で」を削る。

第二十七條中「宣誓ギの後、」の下に「職員をして」を加え、「閉鎖し、」を「閉鎖させ」に改める。

第二十九條中「を備え付けの投票箱に投入」を削る。  
第三十二條の次に次の一條を加える。

（選挙に関する疑義）

第三十二條の二 選挙に関する疑義は、議長が会議

にはかつて決める。

第三十九条第一項中「し、ついで少数意見者で第七十二条へ少数意見の留保」第二項の手續きを行なつた者が少数意見の報告をすしを削り、同条第二項中「少数意見」の前に「第七十二条へ少数意見の留保」第二項の規定による手續きを行なつた者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができ、この場合において、「し」を加え、同条第三項中「第一項」を「前二項」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 議会は、委員会の審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求め、特別に必要があるとき、認めるときは、中間報告を求め、特別に必要があるとき、認めるときは、

第四十八条中「番号」を「議席番号」に改める。  
第五十六条の見出しを「（質疑または討論の終結）」  
に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「質疑も  
しくは討論終結の動議または質疑もしくは討論省略の  
動議」を「質疑または討論終結の動議」に改め、同項  
を同条第三項とする。

第六十条中「（質疑、討論の省略または終結）」を「（質  
疑または討論の終結）」に改める。

第七十一条中「委員長から」を削る。

第七十三条中「委員長から」を削る。

第七十九条中「投票箱に投入」を「投票」に、「議  
員」を「自己」に改める。

第八十一条中「第一項」の下に「、第三十二条の二  
（選挙に関する疑義）」を加える。

第八十五条第三項の次に次を加える。

4 議長が受理した請願で未だ会議に付されていないものを請願者が取り下げる場合は、議長の承認を得なければならぬ。

第八十七条第三項中「二件以上」とあるを「二以上」に改める。

第九十八条を次のように改める。

(携帯品)

第九十八条 議場に入る者は、帽子、外とり、えり巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

第一百四条中「すべて」を「法またはこの規則に定め

るもののほか、」に改める。

第百六条中「事犯」を削る。

第百十三条中「この規則の疑義は」とあるを「この

規則の施行に関し疑義が生じたときは」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。